



英国ポストモダンソーシャルワーク論における認識
論的および倫理的課題をめぐって：
ハウ論文の批判を中心に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-01-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 児島, 亜紀子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003126

英国ポストモダンソーシャルワーク論における 認識論的および倫理的課題をめぐって

ハウ論文の批判を中心に

児 島 亜紀子

大阪府立大学人間社会学部

要 旨

本稿は、主としてD.ハウとその批判者たちの論考を吟味するという作業を通して、英国のポストモダンソーシャルワーク論における認識論的および倫理的課題を明らかにすることを目的とする。筆者は、ハウ論文からポストモダン状況に即したソーシャルワーク論の特徴として以下の6点を抽出した。すなわち、(1)真理/真実/事実を判断する普遍的基準が存するということへの疑い(2)言語への関心(3)相対主義(4)権力への関心(5)心理主義批判(6)クライアントの選択や自己決定の強調である。これらの特徴を踏まえてポストモダンソーシャルワーク論を吟味した結果、次のような認識論上の課題を見いだした。すなわち、フーコー思想の受容の仕方に不徹底さが見られること。また、ポストモダンソーシャルワーク論では、普遍的な真理を疑問視するが、真理の認識主体である普遍的な「ひと」を前提とするなど、普遍性の概念規定やその適応範囲に混乱や矛盾が見られることである。倫理的課題としては、ポストモダンソーシャルワーク論が多元性を重要視した結果、相対主義に陥り、「正しさ」の判断基準を喪失したこと、さらに「正しさ」の判断基準をネオリベラル政治の言説に求める傾向が見られること、他者に対する倫理と正義を結びつける視点が不十分であることなどが挙げられる。

キーワード：ソーシャルワーク、ポストモダニズム、権力、真理、ネオリベラリズム

はじめに

近年、社会福祉援助に関わる言説が揺らいでいる。そのことは、社会福祉言説において、これまで「自明」とされてきたさまざまな基本認識が揺らいでいるという事態を意味する。社会福祉援助言説の揺らぎ、わけてもその基本認識の揺らぎとは、何を意味するのだろうか？ どのような概念が、どのような要因によって、疑問に付されることになったのだろうか？ その疑問に答えるために、ここでは、ポストモダンソーシャルワーク論と呼称される一群の言説 その多くは、1990年代半ば以降、英米を中心に展開された を概観しながら、どのような問題が発見され、争点化していったのかを検討していくこととしよう。

ことばと知、権力、および人びとの生の多様性に関心を寄せ、現実を社会的に構築されたものと見るソーシャルワーク理論は、近年「ポストモダンソーシャルワーク」論と呼称されてわが国にも紹介され、その新たなクライアント認識や援助観が注目を集めている。

ポストモダンソーシャルワーク論の嚆矢として知られるハートマン (Hartman, A.) が、「ことばが世界を創造する (Words create world)」と題する巻頭言を『ソーシャルワーク』誌に発表したのは1991年であったが、

英国においても1990年代半ば以降、ポストモダニティとソーシャルワークをめぐる論議が白熱した。1994年という年は、ハウ（Howe, D.）とパートン（Parton, N.）が「ポストモダン」とソーシャルワークをテーマにしたそれぞれの単著論文を『ブリティッシュ・ジャーナル・オブ・ソーシャルワーク』誌に発表した年である。この2つの論文は、現在に至るまで「ポストモダン」とソーシャルワークの関係を論じる際に参照されつづけている。

本稿は、この2論文のうち、ハウの「近代性、後期近代性、ソーシャルワーク（Modernity, postmodernity and social work）」と題された論考に焦点づける。ハウ論文は、何をもちてポストモダン状況と見るかという基本的な問題認識をはじめとし、ポストモダン状況におけるソーシャルワーク理論と実践の変化、および新しい時代に適応したソーシャルワーク実践の特徴を総論的に述べたものである。ここにはポストモダンソーシャルワークにおける認識論的課題や倫理的課題がおおむね網羅的に提示されていると考えられる。

以下、ハウ論文を参照しながら、近代性および後期近代性の特徴、ポストモダン社会への移行に伴ってソーシャルワークがどのように変化していったのか、「ポストモダン」状況におけるソーシャルワークを基礎づける4つの切り口等について検討し、しかるのちにハウに対する批判を吟味していくこととする。さらに、筆者が改めてハウ論文とその批判者たちの言説を批判的に考察し、これまで十分に取り上げられることなかったポストモダンソーシャルワーク論における認識論的および倫理的課題を析出することを企図する。

「モダン」のなかのソーシャルワーク

考察を始めるにあたり、われわれはまず、ポストモダンソーシャルワーク論者が近代をいかに特徴づけているのか、とりわけソーシャルワークにおける近代とは何であったと考えているのかを見ていかなばならない。

以下ではハウに依拠しながら、近代から後期近代への変化、およびそれに伴うソーシャルワークの変化を概観していくこととする。

ハウによれば、近代を特徴づける考え方のひとつは、「神」の絶対性からの解放である。「森羅万象の根拠である神」という概念から解き放たれた「ひと」は、理性的に事物を観察するちからを行使し、その結果、事物の「真の」本質　これは、時や場所、文化や社会の違いを問わず不変である　に到達しようというのが、近代的「ひと」についての典型的な言説である。近代にあっては、自由で理性的な「ひと」は、すべての自然現象、社会現象、道徳的現象の基底にある真理を発見し、証明する能力を持つものとされる。また、真理に普遍的な基準があるという考え方に則り、ひとは自然のふるまいを捉え、ひとのふるまいを判断し、また、美についての鑑賞能力を規定する（Howe, 1994; 515）。これらの事柄、すなわち、自然のふるまいを捉えること、人のふるまいを判断すること、美の基準を規定することはそれぞれ科学、倫理、美学に対応する。

ハウは、近代において追求されてきた真・善・美をソーシャルワークもまた特有のやり方で実践しつづけてきた（Howe, 1994; 518）と述べる。

ハウによれば、「社会的なるもの」とは、「公的な領域と私的な領域の間に出現し、その領域は福利（welfare）と法的判断（legal judgements）の双方によって規定されており、[そこでは人びとが]政治的な聴衆である以前に、間人格的（interpersonal）な関わりが展開される」（Howe, 1994; 517）ような場である。ソーシャルワーカーとは、そうした「社会」で働く人びとに与えられた呼称にほかならない。

やがて迎えた1970年代は、高度な近代性がソーシャルワークにもたらされた時代であった。この時期、自己と社会の向上、秩序の維持といった目的にねらいを定めたソーシャルワークのさまざまな理論や実践を総合しようとする果敢な試みがなされ、その結果、理論的なものと実践的なものとはジェネリックな実践家というかたちで結びあわされた。同様に、援助専門職者は全国組織に統合されるとともに、ソーシャルワークの組織も

広域のソーシャルワーク部にまとめ上げられた。ハウによれば、こうした一連の事柄が「近代的」ソーシャルワークの到達点であった（Howe, 1994; 519）。しかし、ニーチェがかつて描いたような“ポストモダン”的状況が忍び寄りつつあった。それはなにより「真理」（truth）についての懐疑というかたちをとることになる。

普遍性のゆらぎ

ハウが「後期近代 = ポストモダン」状況として捉えるものは、まずもって唯一の真理、唯一の真実、あるいは客観的な事実といった概念に対する懐疑である。「多くの複数形の真実が、異なった時期や異なった場所で認められるようになったことにより、真実というものは脱中心化され、ローカルなものになる。真実の基準は、文脈依存的（context-dependent）なものであって、テキスト依存的（text-dependent）なものではない」（Howe, 1994; 520）。超越的かつ普遍的な真理の基準があるという考えは、ポストモダニストによって批判されたものの代表であるが、ハウもこの点を強調する。「ポストモダンの言説で最も普及したことは、いついかなる状況下にあっても妥当するような真理や判断や経験の普遍的基準は存在しないということであった」（Howe, 1994; 520）。ハウは、バウマン（Bauman, Z.）に依拠しつつ「真理はただ解釈されるもの」とも述べる（Howe, 1994; 520）。普遍的な真実という概念への懐疑とともに、ハウが取り上げるのが言語への関心である。

言語は、かつては単純に現実を映すものと考えられていた。しかし、こんにちでは、言語はそれ自身が導く意味や文化という独立した領域で、人びとの現実を構成するものとして現れるのだ...異なった言語は、異なった価値、異なった意味と経験の世界を産み出すものである...理解と説明、主題と争点、定義と真実、これらは、人びとの固有な言説のうちにある（Howe, 1994; 522）。

言語に対するこうした考え方は、知と力の関係に新しい見方を持ち込むことになる。

近代においては、物事の本質や真なる性質に関する知を向上させることに努力が傾けられた。そのようなこそが、ちからの源泉であると信じられていたのである。これに対し、後期近代性 = ポストモダニティは、この形式を逆転させる。固有な言説が、説明や理解に関わる枠組や真実を通過しつつ形成され、知の領域を定義づける中心的なちからを産み出すことを認めるのである（Howe, 1994; 522）。

言語が伝達のための記号ではなく、「現実を構成する」ものであるという考えは、言語を紡ぐ個々の「語り手」の語る物語のうちにこそ、固有な意味と真実があるとする見方を形成していく。ここには、近現代における「マルクス主義」のような「大きな物語」（メタ・ナラティブ、ないしグランド・ナラティブ）が失墜したのち、個々人の「小さな物語」にリアリティを見いだすという、リオータルに典型的に見られるような認識が共有されている。グランド・ナラティブの失墜と、人びとの紡ぐ、小さな個人的語りへの焦点化。こうした見方の登場は、われわれが近代社会において支持してきたグランド・ナラティブの失墜とともに、それを下支えしていた「物事を判断する際の絶対的な基準や価値」の「確実性」が疑問視されるようになったという事態を告げるものである。かかる「近代性の終焉」は、ハウをして「何が善で、美で、真であるかを規定する普遍的な基準などない」（Howe, 1994; 522）と語らせるに至る。

このように、ポストモダン状況は、かつては神のことばのうちに宿り、人間理性の中心でもあった単数形で大文字の「真理」を放擲し、かわりに多くの異なった状況下においてその都度現れる、複数形の真理を重要視した。大きな物語に替わって、個々人の紡ぐ小さなナラティブのうちにこそ真実を見いだすというポストモダニストの視点を、ハウはソーシャルワーク理論にも持ち込み、以下の節に掲げる4つの位相として提示する。

4つの位相

これまでの説明で、ハウが近代を特徴づける考え方のどこに修正を加えたかが明らかになったであろう。しかしながら後述するように、こうした考え方は、ハウのオリジナルではなく、20世紀後半からポスト構造主義によって人文・社会科学領域に持ち込まれた、真理への接近方法、客観性への疑義、解釈の問題などをめぐる認識論的な批判に基づくものである。近代的な認識論に対する批判は、以下の3つにまとめることができよう。すなわち、真理／真実／事実が普遍的あるいは客観的な基準を持っているという考えに対する懐疑、言語論的転回による「事実は（言語によって）社会的に構築されたものである」という認識、数量化による「確実性」に対する批判、である。科学に対する根源的な問いをめぐるこうした「ポストモダン状況」を受容したハウは、後期近代＝ポストモダンがソーシャルワーク理論と実践に影響を与えた状況を、以下のような4つの切り口に基づいて整理していく。続いてそれらを見ていくこととしよう。

多元主義（pluralism）

ハウによれば「多元主義とは、差異に寛大であり、1つの集団のもつ理想的な考えをすべての人びとに無理強いしようとしめない政治的实践である」（Howe, 1994; 524）とされる。ハウは、ポストモダン状況を、「批判的、自己反省的、脱中心的、脱構築的な状態にあることによって表される」とし、ソーシャルワークも同様であると述べた。かつての1970年代のように、ソーシャルワークが共通した概念的基盤を追求した時代は過去のものとなり、ソーシャルワーク言説もまた時代を追って分裂し、多様化していった。

多様化したソーシャルワーク理論は、多元社会の多様な価値観を映し出すものであった。多元社会において、あらゆる特権的な立場、特権的な言説、特権的な知は相対化される。ソーシャルワークにおいてもかかる事態は同様であり、さまざまな事象を説明しうる特権的なソーシャルワーク理論も、あらゆる領域に応用可能な特権的な介入技法も、疑問に付されることとなった。かかる潮流の背景にあったものが、ポストコロニアル理論、ジェンダー・スタディーズ、サバルタン・スタディーズなどであったことは想像に難くない。

ともあれ、ハウをはじめとする多くのポストモダンソーシャルワーク理論を標榜するものたちが、ソーシャルワーク理論における唯一特権的な専門知の存在を疑うこととなったのである。

パワー（power）

援助専門職者のもつちから（power）に関心を寄せることは、多くのポストモダンソーシャルワーク論者たちに共通して見られる特徴である。ハウもまた、援助専門職者が権力を行使する立場にあることに注目し、次のように述べる。すなわち、ソーシャルワーカーは治療者としては目立った成功を収めなかったかもしれないが、クライアントの状況を病的に診断し、何らかの処置をしたときにはクライアントに何が起こるかを説明する装置の重要な一部分であった、と（Howe, 1994; 526）。また、ハウは「福祉に関する事柄を集め、クライアントを分類することによって、ソーシャルワーカーは社会の周縁部で規律化されていない人びとを規律化するという重要な役割を担う」（Howe, 1994; 526）のだとも述べる。ハウはイギリスのCCETSWの実践を取り上げ、そこではソーシャルワーカーが保持すべき価値の正当性や実践家もつべき道徳的基盤が、確固たるピューリタンの価値に基づいて決定されていることを次のように皮肉っている。すなわち、CCETSWのような厳格な価値に基づく実践は、多元社会というポストモダンの状況における「中心的な真理」の分散状況や、多様な集団の多様な価値に対する寛容の態度に対して、逆行的なものであるのだと。ハウにとっては、ソーシャルワークにおいて、唯一の厳格な価値を前面に押し出して援助するという態度こそ、ワーカーの権力性を開示することにほかならないのである。

参加（participation）

繰り返すように、特権的な立場や特権的なパースペクティブが失効し、ものごとを判断する絶対的な権威が存在しないというポストモダンの多元社会のもとでは、ソーシャルワークのありようも変化せざるをえない。「ソーシャルワーク専門職は、出来事の意味 [を解釈すること] において、もはや単独の権威をもたない」(Howe, 1994; 525)。かかるハウの言明は、ソーシャルワーカーの専門知がもはや相対的なものでしなくなったことを示すものである。ハウは、専門知を持ったソーシャルワーカーが、クライアントにパワーを委譲すべきであると考えている。彼は、サービス利用者（クライアント）によって「[自らが] 何をし続けるか、何をすべきだったか」という決定を含む十分な参加」(Howe, 1994; 525) がなされることこそが、ソーシャルワークにおける事実や実践的判断を定義づけるものになると考えた。

ここで注意すべきは、ハウが参加、エンパワメント、選択という考え方を新保守主義に由来するものとして捉えている点である。

[参加、エンパワメント、選択は] 私生活と売買取引双方における個人の自由や権利に関する新保守主義の考えに由来している。じじつ、近年参加への要求はますます大きくなっているが、それは治療よりも政治によって、また人間関係（interpersonal）の心理学よりも社会正義に関する事柄によって要求されているのである（Howe, 1994; 525）。

ハウは「公的な社会サービスに関わるときには、人びとは自分たちの権利について知るべきである」(Howe, 1994; 525)、「社会正義は、クライアント自らの生活に影響を与える事柄に関して、クライアントが知ることを要請する」(Howe, 1994; 525) と述べ、クライアントが自己決定するためには、自分たちの生活や権利について十分な知識を持つべきであることを強調する。かように、ハウにとっての「社会正義」に則ったソーシャルワーク実践とは、クライアントが十分な知識を持って契約に同意し、クライアントの自己決定のもとで実現されるものである。

行為（performance）

従来、更生と治療に関する理論は、人間が「内面の洞察と自己抑制を通して、自らの行動をコントロールする」(Howe, 1994; 527) という考えに根ざしてきた。しかし、ハウは、更生と治療に関する理論は、行為するひと（actor）よりむしろその人の行為（act）そのものを扱おうとするようになるという。それはいかなる意味だろうか？

ハウは、ひとの行為を変化させようとする場合、近年の理論が、当該個人の「欠点を治療する」のではなく、個人を「従順に見せること」に焦点づけるようになってきたと述べる（Howe, 1994; 527）。ハウによれば、個人の変化とは、その内面を洞察することによってもたらされるものではなく、具体的なふるまいそのものによってもたらされるものである。このような「行為するひとから行為そのものへ」という理論の動向は、ソーシャルワークにも当てはまるものとされる。このときハウの念頭にあるのは、イギリスのケース/ケアマネジメント実践である。ハウは、このことを、ソーシャルワーク理論が従来のような心理学的な治療モデルに依拠することを断念し、ひとの政治的権利を開発するような方向へ変わっていった結果だと述べる。ハウによれば、ソーシャルワーカーはあくまでも「政治的文脈の内部ではたら」く存在である。その結果、援助関係もまた、「診断や治療の関係ではなく、クライアントとその行動は、サービスと消費者の用語によって定義づけられる」ようになる（Howe, 1994; 528）という。ハウはこうした状況を批判しているわけではない。ハウの論調からう

かがえることは、「深い解釈から表層的な行為へ」（Howe, 1994; 529）という実践の流れのなかで、ソーシャルワーカーがパーソナリティや治療的關係や社会秩序の理論に悩まされることなく、より数量化が可能な仕事に取り組むようになることや、実践のマニュアル化が進んでいくこと自体が、ポストモダン状況に則った実践のありようだということなのである。

ハウ論文の批判者たち

ハウの掲げたポストモダンの4つの視点は、のちにポストモダンソーシャルワークを実践する人びとの参照枠となる（Applegate, 2000; Pease, 2002; Unger, 2004）。しかしながら、ハウの議論は、ソーシャルワークの倫理を重視する立場から批判にさらされることとなる。それは、どのようなものだったのだろうか。以下では、ハウ論文への批判を概観するが、ここから「ポストモダン」社会とソーシャルワークとの危うい関係が見えてくるであろう。

1) 普遍性およびtruthに関する批判

ハウのポストモダン認識は、前述したように、「いついかなる状況下にあっても妥当するような真理や判断や経験の普遍的基準は存在しない」ということを基底に据えている。これに関し、スミスとホワイトは、ポストモダンが普遍的に適用可能な知識を拒絶した結果、不平等や貧困といったソーシャルワークの普遍的テーマから注意をそらすことになったのではないかと批判する（Smith & White, 1997; 283）。

また、ハグマンは、確実性を担保する真理／真実／事実など曖昧なものでしかないという認識が、ソーシャルワークに与えた影響について以下のような危惧を表明する。繰り返し述べたように、真実／事実（truth）という概念に対しポストモダン論者は懐疑的である。しかしながら、ハグマンは、現在もおドメスティック・バイオレンス被害者の多くは女性であり、加害者が男性であるということ、また女性の方が男性より貧困に陥りやすいということ、これらは事実として記述することができるのではないかと述べる。ハグマンによれば、「事実」という語は不確実（uncertainty）なものを含んではいるが、ソーシャルワークにとっての争点はそのところではないのである。すなわち、子どもに対する性的虐待の「事実」、ドメスティック・バイオレンスの「事実」という概念が不確実であることはさして重要な問題ではない。肝心なのは、ソーシャルワーカーが行動を起こすために虐待やDVといった現象　それが厳密な意味での「事実」かどうかということはおきき　を理解することなのだ（Hugman, 2003a; 1033）。

2) クライアント概念をめぐる批判

スミスとホワイトは、ハウの唱える多元社会概念、およびハウのクライアント認識についても批判的である。ハウは、「（近代化に伴って）ソーシャルワークの言説が...クライアントとソーシャルワーカー双方を定義づけた」（Howe, 1994; 517）と述べ、ソーシャルワーク言説によって「誰が」クライアントなのかが規定されると考えた。これは、「クライアント」という概念自体がソーシャルワークの知の力によって生み出された不確かなものに過ぎないということを示唆するものである。これに対しスミスとホワイトは、「ケース」（いわゆる福祉サービスを必要とする人びと：引用者注）はポストモダンの多元社会においても必ず存在するのだと反論する（Smith & White, 1997; 289）。

ハウは、利益集団の多様性が増すなか、さまざまな人びとのさまざまな経験やニーズに対し、ソーシャルワーカーがはたして適切に応えることができるのかという疑念を提示するが、スミスとホワイトはこれについても次のように論駁する。ハウの見解を推し進めていけば、さまざまな価値観をもつ人びとによって構成される

多元社会においては、同じような人生経験をしたもの同士を除き、ひとは他者（他人）と関われないということになる。つまり、多元社会とは、多様な価値観が人びとを覆うなか、何が正しい価値基準なのか・正しい規範なのかが見いだせないまま、共通する文化や価値を有するものたちのみが排他的に群れ集う社会である。そこにあるのは、自分たちと異なるものについては、共感も理解もはじめから諦めた人びとの姿である。

そうした多元社会では、貧困や抑圧を経験しておらず、女性でも黒人でも高齢者でも障がい者でもないソーシャルワーカーが、抑圧された人びとの生の実相に迫ることなどできようはずもない。クライアントと同様の経験を有していないワーカーは、クライアントの属する利益集団の文化に論及することなどできはしないことになる。

しかし、はたしてそうなのだろうか。そうではない、とスミスとホワイトはいう。ソーシャルワークは、これまでつねにクライアントの「個別性」を強調してきた。すなわち、ソーシャルワークは現象学的に、クライアントの個別的で主観的な世界を理解し、意味を明らかにしようと試みてきたのである。こうしたことは、ソーシャルワークが多元社会においてもいまだに実用的な役割を持っていることを意味するのであると、スミスとホワイトは主張する（Smith & White, 1997; 289）。

3) ポストモダンとネオリベラリズムの関係についての批判

ポストモダンを標榜するハウの視点に向けられた最も痛烈な批判は、その倫理性に関するものであろう。ハグマンは、ポストモダン・アプローチが、権力の多様な位置、サービス利用者の権威、専門職者の知が暫定的な性格を持つものであること、「善き」生についての視点の多義性、介入プロセスの可変性などに注目したことを評価する一方、このアプローチが社会生活領域についての確実な知識を欠いており、ソーシャルワークをネオリベラリズムの政治的目的の手段として導く可能性があることを批判する（Hugman, 2003a; 1030）。スミスとホワイトもまた、ハウの結論はネオリベラリズムの政治的・イデオロギー的文脈のうちにおかれていると述べ、このような「近年の実践の変化は、ニューライトのヘゲモニーに帰せられるだろう」（Smith & White, 1997; 293）と結論づけている。

確かにハウの提示するポストモダン化されたソーシャルワーク実践は、「契約」と「自己決定・自己責任」を強調し、ソーシャルワークの効率化・マニュアル化を受容しており、ネオリベラリズムと親和的であるように見える。これは、ハウの論調に特徴的なものであるのか。それとも、そもそもポストモダンとネオリベラリズムは親和性があるというべきなのだろうか？ スミスとホワイト、ハグマンらによる批判をふまえつつ、続く節では改めてハウ論文の論点を整理していくこととする。

多元的なポストモダン社会とネオリベラリズム

ここまで述べてきたように、ハウをはじめソーシャルワークのポストモダン化を論じる人びとは、普遍的真理や真実、客観的事実を疑わしきものとして批判してきた。しかしながらこの立場は、容易に想像できるように、またしばしば指摘されるように相対主義に陥る。普遍的基準なくして、ソーシャルワーカーはいかにして「正しい」判断に到達するのか。この問題は、「多元主義」社会が根本に抱え持つ難問である。ここで改めて、多元社会の特徴に注目しよう。社会の多元化は、現代の民主主義社会において次のような位相を持つとされる（後藤、2004; 263-4）。

目的の多元性：異なる複数の目的をもつ個人と集合体が存在する。

規範や道徳の多元性：異なる複数の規範や道徳判断が存在する。

自我の多層性：各個人は、異なる複数の集団やカテゴリーに属し、異なる複数の規範理論に直面することによって、異なる複数の目的と異なる複数の道徳判断を併せもつ。

このような社会の多元化状況において、さまざまな価値観や主張を持つ集団や個人が単に横並びに存在していること自体は特段問題ではない。個人や集団間の主張や利害の衝突も、今に始まったことではない。中岡成文も指摘するように、多元社会の問題とは、社会がボーダーレス化し、そのなかでさまざまな文化や価値が互いに異質なものとしてぶつかり合っていることである（中岡、1996; 224-5）。独善的な専制主義にも陥らず、といて安直な相対主義にも陥らずに、普遍的な倫理や道徳規範は、いかにして構想されるのだろうか？ じつは、多元社会においてソーシャルワークが直面したのもこれと同様の問題であった。

この問題に関し、ハウは、普遍的な真理および普遍的基準を持つ価値や倫理、道徳規範を断念し、サービス利用者の「参加」によって、ソーシャルワーカーが独善的な専制主義に陥ることを排し、強い権能を持ったサービス利用者のもとでソーシャルワークが展開されることを期待したのだと考えられる。ハウは、何が「善い生き方か」という問いを持つこと自体を放棄し、「何が正しい行為とされるか」という基準については、その根拠を法に求めた。ハウにとってもはや倫理に関わる本質的な問いは必要なかったのかもしれない。ハウ論文の功績は、ソーシャルワーク言説が純粋にソーシャルワークの内部から生まれるのではなく、法の言説や政治によって規定されていることを説得的に述べることに成功した点だったのだから。ハウがポストモダンソーシャルワークを論じるとき、そこには他者の生に関わる普遍的な倫理が登場する余地ははじめからなかった。

また、そもそも多元社会じたいネオリベリズムと親和性があるといわれる。多元社会とは多文化主義社会の別称でもある。大澤によれば、この多文化主義的空間こそ、「多様な『善の構想』の共存を許すメタ・ユートピアとしての最少国家」につながるものにほかならない（大澤、2008; 223）。自己責任を強調し、政府の市場への介入や規制を縮小し、国家として最小限の役割しか果たさない最少国家を志向する政治思想はリバタリアニズムと呼ばれるが、これはネオリベリズムとほぼ同義である。

大澤は、最少国家たろうとするこんにちのネオリベラル政策が、侵略行為からの市民の保護、警察・裁判所等による市民の生命・財産の保護という国家としての「最少」の機能を重視するのみならず、現実には個人の生活や表現活動への監督・監視という機能をはたしていることを指摘する（大澤、2008; 226-7）。人びとの生活を規律化する機能を国家がはたそうと企図しているということ、その一翼をソーシャルワーカーが担っているということ、これこそがフォーコーが指摘し、また「自己反省的」なポストモダンソーシャルワーク論者たちが着目した点ではなかったか。このように、多元社会（多元主義）、ネオリベリズム、国家による規律と監視という3者は、その基底で緩やかにつながりながら、ポストモダンソーシャルワークという呼称を与えられた「新しい」ソーシャルワーク理論の形成に影響を与えて続けてきたといえる。

権力への視座

ハウは、ソーシャルワーカーの特権的な専門知を批判し、「ソーシャルワーカーは社会の周縁部で規律化されていない人びとを規律化するという役割を担う」（Howe, 1994; 526）と述べた。ソーシャルワーカーとは一種の権力装置であり、人びとを主体化する役割を担うのだという認識は、ポストモダンソーシャルワーク論者に特徴的なものである。ここにフォーコーの影響があることはいうまでもない。言説はまさに権力的なメカニズムによって規制され、権力の規則に従属もする。「理性的」な言説は権力と結びついて「知」となり、まさにその知のちからでさまざまな「理性的でないもの」を排除するというフォーコー的認識を基盤とし、ハウはもとより、多くのポストモダンソーシャルワーク論者が権力の問題を捉え返すことを試みた。たとえば、ピースは

次のように述べる。ソーシャルワーカーには、「自由をめざす意図があるにもかかわらず、しばしば支配の側に手を貸すことになってしまう可能性がある」（Pease, 2002; 135）。あるいはまた、「権力作用は、自己を規律し、自己を規制するプロセスを通して主体を形成する」（Pease, 2002; 140）。ピースは、ソーシャルワーカーが図らずも権力装置の一部として主体形成を行ってしまうことに自覚的である必要がある（Pease, 2002; 135）とも述べる。ピースのような自己反省的な論者においては、ワーカーの立ち位置への自己批判と、周縁的な場におかれた人びとの声をより積極的に聞き取っていくという態度変更とが、一連の過程として展開していくが、ハウにはそのような視点はない。むしろハウの立場は、クライアントの内面を洞察するという従来のソーシャルワーク実践の不確実性を批判するために、フーコーを援用したという側面が強いのである。

参加 利用者から消費者へ

ハウは、参加によりソーシャルワーカーの権威が相対的に縮小していくことを期待していた。このような認識は「ポストモダン」を標榜するハウに特有のものではない。ソーシャルワーカーの権力ないし権威と参加をめぐる問題は、英国では従来より論議されてきた経緯がある。

近年の参加論の背景には、1970年代半ば以降、福祉国家の正当性が疑問視されるようになったことに伴い、福祉国家によるサービス提供の中心を担い続けてきた専門職（ソーシャルワーカーも含まれる）の正当性が疑問視されるようになったこと、福祉国家における権力が専門職主義と官僚制の相互作用を通して行使されていることについての疑念が噴出したこと、医師（患者関係に代表されるような援助専門職者とクライアントとの関係が、「援助するものとされるもの」という特有の役割関係を固定化し、その結果クライアントがしばしば一方的な従属依存的な立場におかれることが明らかになったこと、等がある。ソーシャルワーカーによる資源のコントロールなど、専門職による一連の権力行使に抵抗するために、さらにはソーシャルワーク過程の民主化のために重要視されたのが、クライアントのサービス供給過程への「参加」であった。しかしながら1980年代後半の英国におけるネオリベリズム福祉政策の中であって、サービス供給過程に参加する「利用者（クライアント）」は、より強い力を持った「消費者」として再定義されることになる。従来、クライアントとは「権力をシェアする」関係にあったソーシャルワーカーは、「消費者」と定式化されたクライアントの力の行使に対抗し、民営化の流れの中で福祉サービス供給の調整をはからねばならなくなったのである（Hugman, 1991）。ハウが擁護するクライアントの「参加」の意義は、もともと「権力をシェアする」というソーシャルワーカーの理念を担保するところにあった。しかしながら、ハウ自身が利用者の自己決定や選択を強調するように、「参加」もまたネオリベリズムの文脈で語られることとなった。

以上のことから浮かび上がってくることは何か？ それは、社会福祉学におけるポストモダン状況およびポストモダン言説と、その時代の政治・経済状況との深い関わりである。わが国のソーシャルワーク批評の多くは、当該理論を背後から規定する政治や経済的状況への言及を避ける傾向があり、その意味でわが国の援助理論は「脱政治化」されている。しかしながら英国のポストモダンソーシャルワーク論の動向からうかがえるのは、まさしくソーシャルワークそのものおよびソーシャルワーク理論がいやおうなしに政治の磁場に巻き込まれているということである。

残された問い

これまで見てきたように、普遍的な真理／真実／事実という概念を無効化したハウのポストモダンソーシャルワーク分析は、ソーシャルワークの倫理や道徳をめぐる議論に流れ込んでいった。以下では、ハウの「ポストモダン」ソーシャルワーク分析によって喚起された筆者の疑問を、1) フーコー受容の利点と難点、2) 相

対主義への疑問、3) 他者へのまなざしについて、という3点に絞って述べていきたい。

1) フーコー受容の利点と難点

ポストモダンソーシャルワークの擁護者の多くがフーコーを引用していたことを想起されたい。三島亜紀子はナラティブ・モデル、エンパワメント・アプローチ、ストレングス・モデルといった通常ポストモダンソーシャルワークの系譜に位置づけられる諸理論を「反省的学問理論」と呼んだ(三島、2007; 192)。三島によれば、反省的学問理論とは、ソーシャルワーカーへの本質的な批判を受け入れ、内面化する学問理論を指す。1990年代以降、これらはフーコーの思想を積極的に援用し、「ポストモダン」のソーシャルワークと位置づけられるようになる(三島、2007; 192)。フーコーによって、規律・訓練に反する者たちを規格化するための技術としてのソーシャルワーク・あるいは主体化を経て操作される人としてのクライアントという視点がソーシャルワーク理論に導入されたのだが、三島が注目するのは、人びとを規律化し、主体形成していく管理装置としてソーシャルワーカーを位置づけるフーコーの思想が、なぜかともポストモダンソーシャルワークに三島の用語にしたがえば「反省的学問理論」に歓迎されたかという点である。三島は、「フーコーは、『反省的』なソーシャルワーク論として矮小化された」(三島、2007; 193)と述べ、フーコーの思想がソーシャルワーク論によって馴致された、という見方をする。「反省的学問理論」者はおしなべて権力に敏感であるという特徴を持つが、彼/彼女らのすべてがソーシャルワーカーの権力を無化してもよいと考えているわけではない。三島によれば「エンパワメント・アプローチや、ストレングス・モデルではパワーは条件付きで保存されている」とされる(三島、2007; 201)。

ここから考えられることは、フーコーは、ソーシャルワークにおける「古くて新しい問題」であるパターンリズムからの脱却をはかるために有効な理論として採用されたのではないかということである。うがった見方をすれば、「反省的学問理論」を含むポストモダンソーシャルワーク論者は、フーコー思想の応用可能な部分だけを取り上げることで、ワーカー・クライアント関係に生じる権力への批判に対抗できるよう理論武装することに成功した。しかしながら、ソーシャルワーク論によって飼いならすことができないフーコーの思想については、それを意識的に捨象したのではなかろうか。

ポストモダンソーシャルワーク論者たちは、フーコーの権力関係論によって、ソーシャルワークにおけるパワーの配置状況をいわばメタ・レベルで見ることができるようになった。しかし、ソーシャルワークの専門知が社会によってあるいは文化の法によってどのように規定され、あるいはどのように形成されてきたのかをソーシャルワークの言説システムの内部にいるワーカーが知ることは困難である。まして、文化の法によって規定されたものを変革させていくことは、ソーシャルワーカーにとって至難の業である。とすれば、ポストモダンソーシャルワーク論者の自己反省的な態度は、変革のための必要条件ではあるものの、十分条件にはなりえないのではないか? その点について、「解放」を志向するポストモダンソーシャルワーク論者はどのように考えるのであろうか。

2) 相対主義への疑問

ハウが提示したポストモダン社会は、相対主義的である。そのために、一部の論者からは相対主義が必然的に持つアナキズムと、ニヒリズム的性格が批判されることとなった。相対主義のもとで、ソーシャルワークのみならずすべての専門知に関する言説は特権性を剥奪されるのではないか?(つまり、ポストモダンソーシャルワークが「特権化」するフーコーの議論も例外でないはずである...) ソーシャルワークにおける専門知や共通した目的が失効したのちにも、ソーシャルワークの3つの隅石(世話、管理、治療)は残っていくのか?

何らかの問題を抱えたクライアントと何らかの方法で関わるソーシャルワーカーという関係は、すべてのソーシャルワーク理論や介入技法が相対化されたとしても温存されつづけるのか？

相対主義に対する批判は、他のポストモダンソーシャルワーク論にも同様に向けることができよう。たとえば、相対主義を標榜する一方で、「社会正義」といった普遍的価値を持ち出すとき、ポストモダンソーシャルワーク論の矛盾が露呈することになる（木原、2000; 80）。また、相対主義が「普遍的基準」を捨象した点については、以下のような疑問が噴出するであろう。たとえば、ポストモダンの基盤に「普遍的な真理」に対する懐疑があるというとき、近代において普遍的真理を発見するとされてきた理性的・合理的な「ひと」のモデルは、普遍的なものとして真っ先に疑われるはずのものではないのか。また、普遍的な真理がない、という認識はソーシャルワークにとっての普遍的な主題もまたない、ということにつながるのか。ソーシャルワークが追及してきた貧困や不平等の解決といったソーシャルワークにとっての目標はどうなるのか。相対主義は、ソーシャルワークの知の特権性を奪うばかりか、ソーシャルワーク自体の存在意義を失わせることになるのではないか。それらの点について、ポストモダンソーシャルワーク論は十分な答えを示し得ていないように思われる。

3) 他者へのまなざしについて

ハウは、多元社会において価値観や文化の異なる「他者」との共約可能性を断念していたようにも思える。いわば多元社会にあって、自らと同じ文化・同じ言語・同じ価値観といった共通の規則を有しない「他者」が、クライアントという形象で自己に現前した場合、ハウはソーシャルワークの定石ともいえる共感的理解がもはや簡単には成立しないと考えていたのかもしれない。前述したように、ハウは、クライアントの「内面」=心理に関心を寄せることからクライアントの「外面」=行為を変えていくことへ、ソーシャルワークの方向が変化する（あるいはした）ことを、ポストモダン状況の特徴として捉えていた。ハウによれば、福祉（welfare）とは「近代」に対応する概念である。「近代」は、個人が自らの内面を世界に向けて開く、いわば啓蒙的な側面と、個人が自らの内面を管理する規律的な側面によって特徴づけられる。こうした特徴は、近代的なソーシャルワークのありように対応する。すなわち、福祉を実現するためにソーシャルワークが採用したことは、クライアントの内面を心理学的に洞察し、しかるのちに何をなすかを決定することであった。こうした実践の欠点は、クライアントの変化やソーシャルワークの効果が見えにくいということである。ハウは、コーエン（Cohen, S.）に依拠しつつ、ソーシャルワークが行為者から行為へ、すなわちクライアントの内面から外面へと焦点を移したことを「福祉（welfare）から正義（justice）へ」（Howe, 1994; 527）ということばで表す。その場合の正義（justice）とは、「ポストモダン」に対応する概念であり、具体的には、ソーシャルワーカーがクライアントの「内面」というあやふやなものを扱うことを断念し、クライアントの同意のもとで、目に見えるクライアントの行為をもっぱら扱うようになったということの意味する。かかるソーシャルワーカーの態度変更は、クライアントの問題が「なぜ」起きたのかという原因を心理学的な手法を用いて見出し、外に現れた出来事との因果関係を説明することを諦め、クライアントが「何をしているのか」だけを端的に問いかけるようになったことを示している。ハウは、クライアントの同意のもとで、かつ目に見えるものだけに焦点化したソーシャルワークを「正義」にかなっており、「ポストモダン」状況にもマッチしたものと看做し、この方法は従来の心理学的なアプローチよりも確実性があると考えた。しかしながら、クライアントの内面に接近していくことからはじめから諦めているこのような視点から、他者への本来的な関心や志向性を見出すことは困難というべきであろう。

これに対し、スミスやホワイトは、ハウを批判し、現象学的なアプローチによるクライアント理解は、多元的なポストモダン社会においても有効性を失っていないと主張している。この点に関しては、別の次元からの批判が可能である。

現象学的なアプローチが決して手放さない概念は「間主観性」であり、これはクライアントをワーカーにとっての「他我」ありていにいえば自己の似姿とみなす考え方に基づく。いま、ソーシャルワーカーである私が、クライアントという他者を理解するにあたっては、まずもって私が他者をどのように認識するかということが問題となる。経験の構造を私の側から反省的に再構成しようとする場合、まず、他者は私に対してまずは可視的な身体として現象するものとされ、そのうえで、私の身体に良く似た（他者の）身体の中に、私自身の身体経験を想像的に移し入れることにより、「他者の身体」として確証されていくとされる（感情移入説）（鷲田、1997; 13）。こうして構成された他者（他我）と、この私とが同じような身体を持ち、同じような喜怒哀楽の感情を備えた「主観」同士として、同じ世界にいま・ともにあるという実態を説明する「間主観性」概念は、ソーシャルワークにとってもなじみ深いものである。しかし、この概念から明らかになることは、結局、他者というのは自我の存在の写しに還元され、「第二の自我」という以上の性格をもちえなくなる（鷲田、1997; 13）ということである。極論すれば、現象学アプローチにおいては、他者の「他者性」すなわち他者の持つ計り知れなさや、自己に決して回収することのできないという性格は閑却されていると考えられよう。

このように、人びとの差異について寛容であるとしつつ、異なる他者とのコミュニケーションにはあえて目をつぶり、表層的な行為を変えることに「新しい」ソーシャルワークのありようを見出すハウと、自己の似姿として他者（他我）を捉え、共感も感情移入もはじめから可能であるとするハウの批判者たちのいずれも、他者に対する態度としてはナイーブであるといわざるを得ないだろう。

倫理の回復 他者への回路

結局のところ、ハウのいう「ポストモダン」なソーシャルワークに欠けているのは、他者の倫理であるといえる。では、ポストモダン状況において、普遍的真理が宙づりにされてもなお、普遍的な「倫理」が残る可能性はあるのだろうか。ポストモダン状況にあって、他者への倫理の回路を開くことは、どのようにすれば可能となるのだろうか。この点に関し、ハグマンは「ソーシャルワークにおける専門職倫理：譲り受けたものとともに生きる（Professional ethics in social work: living with the legacy）」と題する論文において、ギリガン（Gilligan, C.）の提起した「ケアの倫理」とバウマン（Bauman, Z.）による「他者のためにあること」というキー概念を基軸としてソーシャルワークの倫理を再構築することを提案した。ハグマンは、ネオリベラリズムに親和的な「ポストモダン」ソーシャルワークからは距離を置き、後期近代性によって差し出された倫理が、「いかにすればニヒリズムにも独我論にも全体主義にも陥ることなく社会の多様性に応えることができるか」に挑戦しようとする（Hugman, 2003b; 10）。普遍的な倫理という点に関しては、後期近代性に関心を寄せるソーシャルワーク研究者が、フーコーと同様、頻回に引用するジグムント・バウマンの著書に印象的な一節がある。以下に引用しよう。

ポストモダンという視点は、（道徳的な現象に対して）、道徳が相対的であることを暴くことではない。...モダンな社会は、普遍的な倫理を推進するという見せかけを取りながら、そのじつ、道徳を偏狭なものにしてしまったのだ。...ポストモダンの視点は、道徳的实践と倫理的規則の相対性が、偏狭な倫理的規則の産物であって、「政治的に」推進されてきたということを示したのである...（Bauman, 1993; 14）。

ここには、モダンな社会によってこれまで「普遍」とされてきた道徳律や倫理的規則への疑義がある。とはいえ、バウマンの立場は道徳が相対主義に墮することを批判するものである。そこで取り出されるのが「他者

のためにあること」(being-for-other) という概念である。これは他者に対してわれわれが無条件で応答責任を負うことを示している。その他者がたとえ誰であり、何をしており、はたして世話や返礼を受けるに値する人物かどうかに関係なく、われわれは他者に対し責任を負う (Bauman, 1994; 19)。「他者のためにあること」ということばは、責任の無条件なありようやその絶対性を示している。パウマンのこの概念は、いうまでもなくレヴィナスに依拠するものである。この考えをハグマンはソーシャルワーク専門職の倫理として援用しようとしたのである。はたして、「他者のためにあること」という倫理は、多元化するポストモダン社会の倫理的混迷状況を解決する、有効な道筋を示す概念となりうるだろうか。あるいはまた、この概念はポストモダン状況にあるソーシャルワークにおいて、新たな専門職倫理の可能性を切り開く試金石となりうるだろうか。行論の関係上、この問題についてこれ以上踏み込むことができない。この問題に関しては稿を改めて論じることとする。

おわりに

ハウによって提示された「ポストモダン」ソーシャルワークにおける認識論的課題は、この立場が普遍性を疑うことを表明しつつ、その疑念が不徹底な形で終わることである。モダニティを象徴する普遍主義を疑うならば、その矛先を真理のみに向けるのではなく、真理を発見する（とされる）普遍的な「ひと」のモデルをなぜ疑わないのか。その背景にはソーシャルワーク理論と実践がおかれた特殊事情がある。ソーシャルワークが、ポストモダン状況にあっても依然として従来からの普遍的な「ひと」のモデルを自明視していることは、ソーシャルワークがそもそもリベラリズムのもとで発展してきたことと関わっている。すなわち、伝統的に、ソーシャルワークはリベラリズムの擁護する「ひと」のモデル、すなわち自律的で合理的な個人を前提としており、かかる個人像は近代社会が前提とする合理的で理性をもつ普遍的な「ひと」と重なりあう。ポストモダンソーシャルワークは普遍主義に対しておおいに懐疑的であるが、普遍的な主体概念をも十分に捉え返したのかについては疑問が残るところである。ポストモダンソーシャルワークが、フーコーを援用することによって、主体なるものが実は政治的・文化的に規定されているという指摘をしたことは確かに重要である。しかしながら、主体なるものを主体ならしめている契機としての「ちから」についての考察はいまだ不十分であるといわざるをえない¹。わが国においても事態は同様であり、「主体」あるいは「近代的主体」問題が社会福祉学で取り上げられることがあっても、議論はさほど深められることなくこんにちに至っている。

また、ハウの論じる「ポストモダン」ソーシャルワークの倫理的課題は、その理論と実践がネオリベラリズムと親和性を持つという点であろう。多元主義や相対主義によって特徴づけられるポストモダン社会にあって、個々人の価値観、表現、慣習などの自由を最大限に徹底させれば、ネオリベラリズムに近づく。そうした土壌に加え、リベラリズムのもとで展開してきたソーシャルワークは、クライアントの「自由」、「自律」、「自己決定」をこれまでも重要なものとして捉えてきた。その「自由」がある一面において純粋に引き延ばされた時、ネオリベラリズムへと反転するであろう。すべてのポストモダンソーシャルワークが、ポストモダン状況を背景にして展開されるものである以上、その方向性が全くネオリベラリズムの影響を受けないと言い切ることはできまい。ハウが明らかにしたことは、ソーシャルワーク理論とその実践が、政治的文脈に常にかかわらざるをえないということだったのだから。ソーシャルワーク論がこうした危険に陥ることを避けるために、モダンという名のもとに放擲されたものをいま一度呼び戻す必要があるのではないか。すなわち、「普遍」の意味を再考し、多元社会における異なる他者の「他者」性を担保できるような倫理および道徳の可能性を模索すること。レヴィナス パウマンの議論を、大胆にソーシャルワーク論に持ち込むことによって、ソーシャルワークにおいてはたして普遍的倫理の復権がはかられる余地はあるのか、今後さらに詳細な検討をしていく必要があると思われる。

注

i わが国では、加茂陽がポストモダンの文脈のもと、理性を喪失した「主体」について言及した。しかしながら、加茂の問いは「理性的でない主体がソーシャルワークを行う場合、その専門性はどうなるのか」といった内容のものであったため、ここにいう「主体」への疑義とは次元が若干異なる。また、加茂は「主体」を論じる自らをメタ・レベルにおいてこの問題に接近しようとしたために、超越論的なアポリアに陥ってしまった。この点に関しては、加茂陽編『ソーシャルワーク理論を学ぶ人のために』第10章、p.253以下を参照。

文 献

- Applegate, J. (2000) 'Theory as Story: A Postmodern Tale', *Clinical Social Work Journal*, 28, 2, pp.141-153
- Bauman, Z. (1993) *Postmodern Ethics*, Blackwell
- Bauman, Z. (1994) *Alone Again: Ethics After Certainty*, Demons
- Delacampagne, C. (1995) *Histoire de la Philosophie au Xe Siecle*, Editions du Seuil=萩野弘巳訳『20世紀哲学史』青土社、1998
- 後藤玲子 (2004) 「正義とケア」塩野谷・鈴木・後藤編『福祉の公共哲学』東京大学出版会、pp.263-280
- Hartman, A. (1991) 'Words Create Worlds' *Social Work*, 36, 4, pp.275-276
- Howe, D. (1994) 'Modernity, Postmodernity and Social Work' *British Journal of Social Work*, 24, pp.513-532
- Hugman, R. (1991) *Power in Caring Professions*, Macmillan
- Hugman, R. (2003a) 'Professional Values and Ethics in Social Work: Reconsidering Postmodernism?' *British Journal of Social Work*, 33, pp.1025-1041
- Hugman, R. (2003b) 'Professional ethics in social work: living with the legacy' *Australian Social Work*, 56, 1, pp.5-15
- Hugman, R. (2005) 'Looking Back: The View from Here' *British Journal of Social Work*, 35, 5, pp.609-620
- 加茂陽ほか (2000) 「現代の課題と将来の方向」加茂陽編『ソーシャルワーク理論を学ぶ人のために』世界思想社、pp.253-264
- 木原活信 (2000) 「ナラティブ・モデルとソーシャルワーク」加茂陽編『ソーシャルワーク理論を学ぶ人のために』世界思想社、pp.54-84
- 小森康永・野口裕二・野村直樹編 (1999) 『ナラティブ・セラピーの世界』日本評論社
- Leonard, P. (1997) *Postmodern Welfare Reconstructing an Emancipatory Project*, Sage
- 三島亜紀子 (2007) 『社会福祉学の 科学 性: ソーシャルワーカーは専門職か?』勁草書房
- 中岡成文 (1996) 『ハーバース: コミュニケーション行為』講談社
- 大澤真幸 (2008) 『不可能性の時代』岩波新書
- Parton, N. (1994) 'Problematics of Government', (Post)Modernity and Social Work, *British Journal of Social Work*, 24, pp.9-32
- Parton, N. (2003) 'Rethinking Professional Practice: The contributions of Social Constructionism and the Feminist 'Ethics of Care'' *British Journal of Social Work*, 33, 1, pp.10-16
- Pease, B. (2002) 'Rethinking Empowerment: A Postmodern Reappraisal for Emancipatory Practice' *British Journal of Social Work*, 32, pp.135-147
- Smith, C. & White, S. (1997) 'Parton, Howe and Postmodernity: A Critical Comment on Mistaken Identity' *British Journal of Social Work*, 27, 2, pp.275-295
- Spencer, S. (2008) 'A Social Worker's Reflections on Power, Privilege, and Oppression', *Social Work*, 53, 2, pp.97-99

Taylor-Gooby, P. (1994) 'Postmodernism and social policy: a great leap backwards?', *Journal of Social Policy*, 23, 3, pp.385-404

Unger, M. (2004) 'Surviving as a Postmodern Social Worker: Two Ps and Three Rs of Direct Practice', *Social Work*, 49, 3

A study concerning epistemological and ethical issues in the British postmodern social work theories

Akiko Kojima

Osaka Prefecture University

Abstract

This article examines the epistemological and ethical aspects of the postmodern social work theories, which are mainly extracted from the treatises of David Howe and its critics. The characteristics of postmodern social work can be highlighted mainly from six perspectives. These are as follows: uncertainty about whether universal standards of truth would exist, the concepts of language that constitute our reality, relativism, no privileged perspectives in social work theories and 'subjectivation', a shift from 'depth explanations' to 'surface performance', and emphasis of self-determination.

With regard to the epistemological aspect of postmodern social work theories, the concept of 'universality', to which postmodern social work attaches importance, is ambiguous. With regard to the ethical aspect of these theories, one can say that they easily merge into relativism and are easily influenced by neo-liberalism.

Keywords: social work, postmodernism, power, truth, neo-liberalism